

長野県告示第 208 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第 8 条第 4 項及び第 15 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 15 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

飯山陸送株式会社

長野県飯山市大字静間 280 番地 1

代表取締役 勝 山 一 成

2 廃棄物処理施設の設置の場所

中野市大字豊津字冷田 5520 番地他

3 廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物の最終処分場

特別管理一般廃棄物を除く次の一般廃棄物

燃え殻、ばいじん、プラスチックごみ（石綿含有一般廃棄物を含む。）、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）

(2) 産業廃棄物の管理型最終処分場

特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令 300 号）第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物（水銀含有ばいじん等を含む。）

（廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。）

5 申請年月日

平成 29 年 12 月 14 日

6 縦覧の場所

長野県環境部資源循環推進課及び長野県北信地域振興局環境課

7 縦覧の期間

平成 30 年 3 月 15 日（木）から同年 4 月 14 日（土）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

8 意見書の提出

法第 8 条第 6 項及び第 15 条第 6 項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

- (1) 意見書の提出期間
平成 30 年 4 月 15 日（日）から平成 30 年 4 月 29 日（日）まで
- (2) 意見書の提出先
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
- (3) 意見書の記載事項
- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「飯山陸送株式会社に係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

資源循環推進課